

公益財団法人大谷喜一記念財団
「むすんでひらいて基金」
奨学金規程

(総則)

第1条 公益財団法人大谷喜一記念財団（以下、「この法人」という。）の奨学金制度運用に関することについては、本規程に定めるところによるものとする。

(本制度の目的)

第2条 北海道内の中学校に在学する生徒のうち、学業優秀かつ品行方正でありながら、経済的理由等により高等学校での修学が困難な者に対し奨学金を支給し、北海道ひいては我が国の発展に寄与することを目的とする。

(奨学金の支給対象者)

第3条 奨学金の支給対象者は、北海道内の中学校に在学する3年生の中から、本制度の目的に適合する者としてこの法人が選出した者とする。

(奨学生の応募方法)

第4条 奨学生を志望する者は、この法人が定める願書に、在籍校の推薦書等関係書類を添付し、この法人に提出しなければならない。

(奨学生の選考)

第5条 奨学生に応募した者の中から、選考委員会において提出書類を厳正に審査して候補者を選出し、理事会にて奨学生を決定する。
2 前項の決定があった場合、この法人は奨学生となる者及び在籍する学校に通知する。

(奨学金の支給期間)

第6条 奨学金の支給期間は、入学時から正規の最短修業年限の終期までとする。ただし、支給期間を延長する必要があると認められる場合には、理事会で認めた日まで延長することができるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、第10条の事由が発生し、奨学金の支給を停止した場合、この法人の理事会が定める期間は、前項の期間から除外する。
3 第1項の規定にかかわらず、第10条の事由が発生し、奨学金の支給を終了した場合、当該事由が発生した日の属する月の前月を期間の末日とする。

(奨学金の支給金額)

第7条 奨学金の支給金額は、月額1万円とする。

(奨学金の返還)

第8条 第10条の事由が発生し奨学金の支給を停止した場合、奨学金の支給の再開は、この法人の理事会において決定する。

- 2 奨学生が受領した奨学金の合計額が、第6条及び第7条に基づいて計算した金額を超える場合、奨学生は当該超過額をこの法人に返還しなければならない。この場合、返還に要する費用は、奨学生の負担とする。

(奨学生の報告及び届出義務)

第9条 奨学生は、在籍する学校から交付される学業成績表又はその写しをこの法人の定める期限までに提出しなければならない。

- 2 奨学生は、在籍関係の喪失又は休学その他長期にわたる欠席、身分に関わる重大な変更等がある場合、直ちにこの法人にその旨を届け出なければならない。

(奨学金支給の停止又は終了)

第10条 奨学生において、次の事由が生じた場合、理事会は、奨学金の支給を停止又は終了することができる。なお、(5)～(8)に該当することとなった場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがある。

- (1) 在籍する学校の在籍関係を喪失した場合
- (2) 水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合
- (3) 病気、その他の理由により学業を継続する見込みのない場合
- (4) 休学、又は長期にわたって欠席した場合
- (5) 重大な法令違反又は公序良俗違反があった場合
- (6) 学業成績又は素行が著しく不良の場合
- (7) 提出書類又は届出事項に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
- (8) その他、奨学生としてふさわしくないと理事会が認めた場合

(奨学生の辞退)

第11条 奨学生は、いつでも奨学金の受給の辞退を申し出ることができる。

(実施細則)

第12条 この規程の実施に係る細部については、奨学金規程細則で定める。

附則

1. この規程は、2021年2月5日から実施する。